



3月で事業年度を終える公益法人の皆様におかれましては、事業計画書等の御提出に向けての準備状況はいかがでしょうか。3月末は提出が集中しますので、余裕を持って御提出していただきますよう、よろしくお願ひ致します。

また、今月は「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の概要を掲載しました。詳しくは「公益法人information」を御覧ください。（関連記事2～3ページ）

公益認定等委員会だより



公益法人の活動紹介

41

※詳しくはP.7を御覧ください。

目次

- P.2 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について(最終報告書素案)
- P.4 テーマ別セミナー
- P.6 「法人との対話」法人訪問(第1回) 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
- P.7 公益法人の活動紹介 「公益財団法人日本近代文学館」
- P.8 申請サポートに関する情報・その他お知らせ

お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL: http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

■ 公益財団法人

日本近代文学館

1967年4月に東京都目黒区駒場に開館し、近代文学に関する総合資料館、専門図書館として、文学者、研究者、文学や書物を愛する方々と、出版社、新聞社はじめ各界からの協力によって維持運営され、文学資料の収集・保存・公開と芸文・文化の普及・発展のために活動している法人です。

2月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	773	104	1,069
	財 団	1,571	299	947
都道府県	社 団	3,319	97	5,387
	財 団	3,658	392	3,188
合 計		9,321	892	10,591

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年2月28日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）

公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会

公益法人の会計に関する研究会は、公益認定等委員会の下で、平成25年8月の第1回から平成27年1月の第16回まで諸課題の検討を行ってまいりました。今般、本研究会の検討状況について、最終報告書素案の取りまとめを行い、公表しました。

今回の取組は、制度の施行以来初めて、新制度の下での会計上の課題を洗い出して検討を行うものでした。法人にとってより利用しやすく、かつ適切な会計制度のあり方について議論が行われました。

御意見募集中！

「公益法人information」の
意見募集要領を御確認下さい。
平成27年3月12日(木)締切

2つの視点で検討

公益法人は税制優遇を受ける
社会的存在



事業規模の小さく、体制の脆弱な
法人の実行可能性

→小規模法人を定義して、対象を分けることは難しく、公益法人全体の弾力化を示しています。

公益法人全体について弾力化をする項目

収支相償の剰余金解消計画を1年延長する場合を認める

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、翌年度に対応策検討のスケジュール、翌々年度の具体的な計画の提出という運用を一定の場合に認めるとしています。

正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成を緩和

公益目的事業のみを行う法人は、財務状況と法人会計区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できるとしています。

財務三基準の解釈・適用を明確にしたもの

収支相償の剰余金の解消理由の明確化

剰余金の解消理由には、当期公益目的保有財産の取得や特定費用準備資金の積立などが示されています。中でも金融資産の取得や過去の赤字補てんに充当できるかは、以下の視点から検討されました。

事業拡大のために必要な措置



内部留保の無制限な積み増し、
財務基準の潜脱のおそれ

○公益目的保有財産としての金融資産の取得

⇒法人は次のア)～エ)の項目を確認することにより、公益目的保有財産として金融資産を取得することができることとしています。

- ア)金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと。
- イ)事業拡大の内容が、具体的で、事業計画等として機関決定されていること。
- ウ)事業拡大に伴う費用と運用益のバランスが適当であること。
- エ)その他望ましい理由があること。

○過去の赤字補てん及び公益目的保有財産を取り崩した場合の充当

⇒過去の事業年度で発生した赤字又は取り崩した公益目的保有財産(金融資産)を補てんするという説明では、剰余金の解消理由にはならないとしています。剰余金の用途は、過去の説明ではなく、将来に向かって公益目的活動へ投資することにより、事業拡大を図るという説明が公益認定法の考え方に則っているからです。

指定正味財産の考え方の明確化

指定正味財産は、平成16年会計基準で導入されていましたが、収支相償等の制度に対応していないため、考え方を明らかにしています。

指定正味財産であるか否か
＝使途の制約の考え方の明確化



収支相償、遊休財産規制に影響

- 寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているもののみを指定正味財産とします。
→例えば、「公益目的事業の〇〇事業に充当してほしい」。
- 寄附者の意思については、法人側で十分に確認することが必要です。その意思が十分に明確でない場合、寄附者の意思の範囲内で法人の規程等による具体的な使途の特定ができる場合にも認めるとしています。

財務諸表上の様式・勘定科目の改善を検討したもの

貸借対照表内訳表

国民に対する説明責任を果たすために今後も引き続き作成するとしています。

正味財産増減計算書内訳表

運用上、貸借対照表の単位ごと(貸借対照表内訳表を作成している場合には、会計区分単位ごと)に期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りるとしています。

定期報告書類 別表H の考え方

公益目的事業会計区分で赤字が発生し、公益目的事業財産以外の財源で赤字を補てんした場合、赤字を補てんした財産が公益目的事業財産に含まれるか否かについて考え方を整理しました。

会計上は、赤字を補てんした金額は、正味財産増減計算書内訳表(他会計振替額)で、公益目的事業会計区分へ移動することとなり、正味財産増減計算書内訳表の決算承認をもって、公益目的事業のために使用することが意思決定され公益目的事業財産に該当するとしています。
→ 研究会の結論を参考に引き続き検討する予定です。

公益法人会計基準の適用のあり方の明確化

会計基準の設定主体のあり方

現在の設定主体である公益認定等委員会は、民間有識者により構成され、研究会は同委員会の下に置かれていることから、今後、非営利組織全体の会計基準の枠組みの構築がどのようになされていくかを見つつ、引き続き検討することが妥当であるとしています。

公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応

研究会が、企業会計基準をベースに個々の会計基準を公益法人に適用しない場合のメリットとデメリットを検討の視点として、個別に継続して検討するとしています。

◆ 今後の検討方針

今回の研究会での結果で、主なものは上記の項目ですが、これ以外の項目も加え、引き続き検討が必要な項目もあります。

また、公益法人の会計のあり方については、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要があります。研究会は、このような観点に立って、新公益法人制度の普及促進を図るべく、会計に関する課題の整理と対応策の検討を次年度以降も行っていく予定です。

平成26年度テーマ別セミナー第7回及び第8回の紹介

内閣府では、公益法人等を対象として、公益認定申請や法人運営に係る個別のテーマに応じた「テーマ別セミナー」を実施しています。ここでは、第7回及び第8回のセミナーの概要を紹介します。

第7回テーマ別セミナー

「公益法人の役員等の役割と責任」を開催しました《平成26年11月20日（水）》



第7回は、「公益法人の役員等の役割と責任」と題し、主に役員等の方々を対象としてセミナーを開催し、約150法人から約190名の方々に御参加をいただきました。

セミナーでは、公益認定等委員会恵小百合委員から、「法人運営の自律性確保へ向けて」と題して、社会における法人の役割や今後の方向性について、法人自身で検討を深めていただくための観点や分析方法の紹介がありました。

例えば、法人運営における各役員¹の役割分担、人材資源の配分割合、法人の構成員の分布（年齢構成）等、法人の現状の姿を認識し、今後の法人の役割を自律的に構想するための枠組み²を紹介しました。

また、事務局担当者からは、不祥事例の中で理事や監事等に求められる役割を紹介しながら、役員等に制度上³求められている責任等⁴について説明しました。

上記の講演等を踏まえ、参加者6名ごとのテーブルで相互に意見交換を行う「対話型」のセミナーとして、各法人の特色・取組みや運営上の課題等について、活発な交流が行われました。その後、全体の場において、発生した剰余金の翌事業年度での使用や予算を超過する支出の扱い等の課題に関する質疑応答が展開されました。

セミナー受講後のアンケートでは、「様々な分野の法人と接触する機会となり、役に立つ情報交換ができた」等、セミナー運営に関する積極的な御意見をいただきましたので、今後の効果的なセミナーの企画に活かして参ります。



セミナーの様子



「定期提出書類の作成上の留意事項」を開催しました

《平成27年1月29日（木）・1月30日（金）》



第8回は、「定期提出書類の作成上の留意事項」と題し、主に公益法人の定期提出書類の作成を担当する事務職員を対象として、同じプログラムで二日間のセミナーを実施し、各日約190法人から約250名の方々に御参加をいただきました。

セミナーでは、「定期提出書類の手引き」に基づき、毎事業年度開始の日の前日までに作成・提出する事業計画書等及び事業年度終了後三カ月以内に作成・提出する事業報告等について、提出書類全体の構成や各様式により確認する事項、各項目に記載する数値の関係等を踏まえ、記載要領を確認しました。続いて、特に記載が難しい会計関係の書類を中心に、作成に当たっての留意事項を説明しました。

日本学術会議でのセミナーの様子



定期提出書類の手引き



書類の作成に当たっての留意事項としては、例えば、下記のような具体的な書類の項目の記入に係る事項から書類の承認・備え置きに係る機関運営まで、幅広く留意点を紹介しました。

留意事項の例

- ①提出年月日の入力には日付入力を利用。
(直接入力反映されません。)
- ②収支予算書は定型の様式はないが、損益ベースで事業別に区分して作成。
- ③決算の承認に係る理事会と社員総会・評議員会の間は、2週間前の日からの計算書類等の備え置きが必要となることから、中14日の間隔が必要。
- ④事業内容の変更で公益性の判断を要する場合は、事前の変更認定が必要。
- ⑤収益事業等の利益額の50%を超えて繰り入れる場合は、別表A(2)を使用し、所定の費用から収入を差し引いた額を限度として繰り入れが可能。
(第2段階で剰余金が発生することはありません。)



上記の「定期提出書類の作成上の留意事項」に関するセミナーには、大変多くの法人からお申込みがあり、先着順とさせていただきます。本年3、4月頃に同内容のセミナーの実施を検討しております。

具体的な日程は、随時「公益法人information」、「委員会だより」、Twitter、Facebook等で御案内します。

「法人との対話」 法人訪問 (第1回)

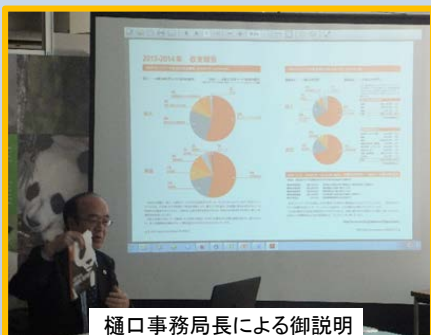


平成27年1月27日(火)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理、恵委員及び小森委員が「公益財団法人世界自然保護基金ジャパン」(以下「WWFジャパン」といいます。)を訪問し、徳川恒孝会長、樋口隆昌事務局長(当時)らと法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。



WWFジャパン徳川会長の御挨拶

WWFジャパンは、人と自然が調和して生きられる未来を目指し、生物多様性の保全や地球環境への負荷低減のため、調査研究や提言活動を行っている団体です。樋口事務局長からWWFジャパンの具体的な事業活動についての御説明をお伺いした後、委員と意見交換を行いました。



樋口事務局長による御説明



公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン

国際的な環境保全ネットワークであるWWFの一員として、昭和46年に財団法人として発足、平成23年2月より公益財団法人として活動。

法人公式HP: <https://www.wwf.or.jp/>



公益認定等委員会
山下委員長の挨拶

意見交換では、WWFジャパンの活動が約4.3万人の個人と約420法人の法人サポーターによって支えられており、寄附者への情報発信の取組として、事業報告書・会報による情報発信のほか、スタッフから会員に対する対面での活動状況のフィードバック、現地での活動状況を視察する会員向けツアー、ブログやSNSを利用した活動紹介などを行っていることを伺いました。



意見交換の様子

また、公益法人の役割に話が及ぶと、WWFジャパンは、政府の目の届かない部分について、他の団体と協働し公益に資する活動を行いたいと考えていること、その一環として、メディアが正しい情報発信を行えるよう、例えば、国際会議の前には記者を対象に温暖化を巡る国際交渉の背景や各アクターの主張を解説する取組を行っていること、市民感覚を失わない工夫としてサポーターから寄せられる御意見を月毎に全職員で共有していることなどを御紹介いただきました。

●意見交換の詳細は、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください。

掲載URL: https://www.koekiinfo.go.jp/pictis_portal/other/pdf/wwfjapan_houmon.pdf

次回は、3月10日(火)に(公財)日本フィルハーモニー交響楽団を訪問する予定です。



文学館外観

日本近代文学館は、震災や戦禍など、激しい社会変遷の中で文学資料が散逸してしまうことを憂えた高見順や川端康成、小田切進ら有志の文学者・研究者が、近代の文学資料を収集・保存する施設の必要を広く訴え、1963年4月、財団法人日本近代文学館として発足しました。

その動きは大きな反響を呼び、15,000人にのぼる人から資料の寄贈や建設資金の寄付などの支援をいただいて、1967年4月、東京都目黒区駒場に現在の建物が開館しました。当館はその後も民間の財団として、文学者、研究者、文学や書物を愛する方々と、出版社、新聞社はじめ各界からの協力によって維持運営されています。2007年9月、資料の増加にともない千葉県成田市に分館を建設しましたが、その資金もすべて募金によるものです。

当館は現在、図書や雑誌を中心に、数々の名作の原稿も含め、111万点の資料を収蔵するにいたりました。それらの資料を閲覧室や展示室で、また書籍や電子媒体として公開し、各種の講座・講演会を開催するなど、一般の読書家から専門の研究者まで、広くさまざまな要請に答えようと努めてきました。

2011年6月に公益財団法人の認定を受け、2017年には開館50周年を迎えます。引き続き、近代文学に関する総合資料館、専門図書館として、文学資料の収集・保存・公開と文芸・文化の普及・発展のために活動してまいります。

活動内容

§ 専門図書館として

図書・雑誌・新聞・肉筆資料・写真・遺品等を収集・整理・保存し、閲覧・レファレンスサービス、資料複製・資料写真の提供、データベースの構築・公開を行っています。



閲覧室

§ 講座講演会

一般の文学愛好家を対象とした各種講座、文学専門の学芸員養成を兼ねた所蔵資料による演習等を随時開催しています。



文学教室の様子

§ 展覧会

所蔵資料を中心に各種展覧会を企画・開催し、広く一般に文学者・文学作品への理解を深め、文学に親しむ場を提供しています。



展示室

§ 刊行事業

文学資料の複製、所蔵資料目録の製作、未公表資料の公開を兼ねた紀要の発行、出版社と提携したデジタルデータを含む各種刊行物の発行など、所蔵資料の公開や文学の普及、文学研究の促進などのための活動をしています。



紀要、目録、デジタルデータの刊行

§ 他団体への支援

各地の文学館の連絡組織の運営の支援、展覧会や資料の特別貸出し、ホールの貸出し等、各種文学・文化団体の活動に協力しています。



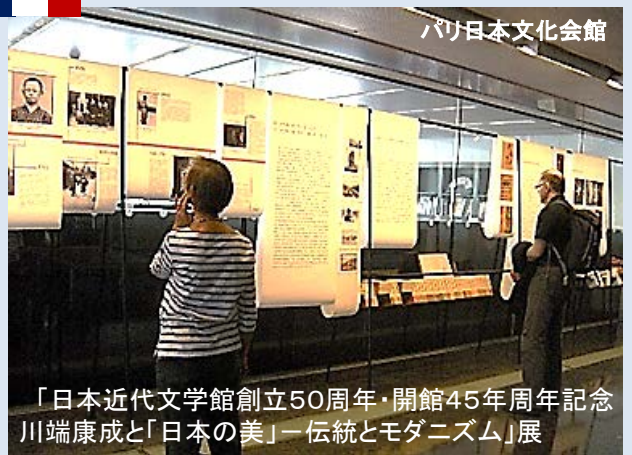
全国文学館協議会総会の様子

§ 広報活動

館報を発行し広く各方面に配布、ホームページで各種情報を発信、またミュージアムグッズを通じ当館の活動に親しんでいただけるよう努めています。

最近のトピック

創立50周年記念事業のひとつとして、2014年秋、パリ日本文化会館において、初代名誉館長・川端康成を顕彰する展覧会を開催しました。諸機関の協力により、国際シンポジウムや映画上映会など多角的なイベントとなり、海外における初の本格的な日本文学者の紹介として高い評価を得ました。



パリ日本文化会館

「日本近代文学館創立50周年・開館45周年記念 川端康成と「日本の美」ー伝統とモダニズム」展





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「**公益法人information**」を御覧ください。

公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「**公益法人information**」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。3月の日程は下記のとおりです。

◆3月17日(火)東京都で開催予定

(※詳細は「**公益法人information**」を御覧ください。)

その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■「定期提出書類の作成上の留意事項」(検討中)

実際に書類の作成を担当される事務局職員の方等を対象に、実務的な解説を実施します。

●詳細が定まりましたら「**公益法人information**」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:
http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「**公益法人information**」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、80法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「**公益法人information**」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 : 03-5403-9524
e-mail : koeki-info@cao.go.jp